

○ 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年^{内閣府}農林水産省^{財務省}令第三号）

改正案		現行	
<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 農林中央金庫法（以下「法」という。）第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>		<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 農林中央金庫法（以下「法」という。以下同じ。）第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	
自己資本の充実の状況に係る区分	命令	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
非対象区分	<p>单体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 单体普通出資等 Tier1比率</p> <p>四・五パーセント以上</p> <p>二 单体Tier1</p>	非対象区分	<p>单体自己資本比率八パーセント以上</p>

	第一区分
<p>比率 六パーセン ト以上</p> <p>三 単体総自己資本 比率 八パーセン ト以上</p>	<p>単体自己資本比率の うち次の各号に掲げ る比率の区分に応じ 、当該各号に定める 範囲</p> <p>一 単体普通出資等 Tier 1比率</p> <p>二・二五パーセン ト以上四・五パー セント未満</p> <p>二 単体Tier 1 比率 三パーセン ト以上六パーセン ト未満</p> <p>三 単体総自己資本 比率 四パーセン ト以上八パーセン</p>
	<p>経営の健全性を確保 するための合理的と 認められる改善計画 （原則として資本の 増強に係る措置を含 むものとする。）の 提出の求め及びその 実行の命令</p>
	第一区分
	<p>単体自己資本比率 四パーセント以上八 パーセント未満</p>
	<p>経営の健全性を確保 するための合理的と 認められる改善計画 （原則として資本の 増強に係る措置を含 むものとする。）の 提出の求め及びその 実行の命令</p>

	第二区分		<p>ト未満</p> <p>単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 単体普通出資等 Tier 1 比率</p> <p>一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満</p> <p>二 単体 Tier 1 比率 一・五パーセント以上三パーセント未満</p> <p>三 単体総自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満</p>
	第二区分	<p>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</p> <p>三 総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>四 取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による農林債の発行又は預金若しくは定期積金の受入れの禁止又は抑制</p> <p>五 一部の事務所に</p>	<p>単体自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満</p> <p>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</p> <p>三 総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>四 取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による農林債の発行又は預金若しくは定期積金の受入れの禁止又は抑制</p> <p>五 一部の事務所に</p>

<p>第二区分の二</p>	
<p>単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める</p>	
<p>自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを</p>	<p>おける業務の縮小 六 一部の従たる事務所の廃止 七 法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第七項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 八 その他農林水産大臣及び金融庁長官が必要と認める措置</p>
<p>第二区分の二</p>	
<p>単体自己資本比率 ○パーセント以上二パーセント未満</p>	
<p>自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを</p>	<p>おける業務の縮小 六 一部の従たる事務所の廃止 七 法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第七項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 八 その他農林水産大臣及び金融庁長官が必要と認める措置</p>

<p>第三区分</p>	
<p>単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 単体普通出資等 Tier 1 比率</p> <p>○パーセント未満</p>	<p>範囲</p> <p>一 単体普通出資等 Tier 1 比率</p> <p>○パーセント以上一・一三パーセント未満</p> <p>二 単体 Tier 1 比率</p> <p>○パーセント以上一・五パーセント未満</p> <p>三 単体総自己資本比率</p> <p>○パーセント以上二パーセント未満</p>
<p>業務の全部又は一部の停止の命令</p>	<p>選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</p>
<p>第三区分</p>	
<p>単体自己資本比率</p> <p>○パーセント未満</p>	
<p>業務の全部又は一部の停止の命令</p>	<p>選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</p>

非対象区分	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	<p>2 法第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	
	<p>連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通出資等Tier 1 比率</p>			

非対象区分	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	<p>2 法第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	

	<p>以上</p> <p>二 連結Tier 1 比率 六パーセン ト以上</p> <p>三 連結総自己資本 比率 八パーセン ト以上</p>	
<p>第一区分</p>	<p>連結自己資本比率の うち次の各号に掲げ る比率の区分に応じ 、当該各号に定める 範囲</p> <p>一 連結普通出資等 Tier 1比率</p> <p>二・二五パーセン ト以上四・五パー セント未満</p> <p>二 連結Tier 1 比率 三パーセン ト以上六パーセン ト未満</p> <p>三 連結総自己資本</p>	<p>経営の健全性を確保 するための合理的と 認められる改善計画 （原則として資本の 増強に係る措置を含 むものとする。）の 提出の求め及びその 実行の命令</p>
	<p>連結自己資本比率 四パーセント以上八 パーセント未満</p>	
<p>第一区分</p>		<p>経営の健全性を確保 するための合理的と 認められる改善計画 （原則として資本の 増強に係る措置を含 むものとする。）の 提出の求め及びその 実行の命令</p>

	第二区分
<p>比率 四パーセント以上八パーセント未満</p>	<p>連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通出資等Tier 1比率</p> <p>一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満</p> <p>二 連結Tier 1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満</p> <p>三 連結総自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満</p>
	<p>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</p> <p>三 総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>四 取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による農林債の発行又は預金若しくは定期積金の受入れの</p>
	第二区分
	<p>連結自己資本比率二パーセント以上四パーセント未満</p>
	<p>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</p> <p>三 総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>四 取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による農林債の発行又は預金若しくは定期積金の受入れの</p>

-
-
-
- 禁止又は抑制
- 五 一部の事務所における業務の縮小
 - 六 一部の従たる事務所の廃止
 - 七 子会社等の業務の縮小
 - 八 子会社等の株式又は持分の処分
 - 九 法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第七項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止
 - 十 その他農林水産大臣及び金融庁長官が必要と認める
-
-

-
-
-
- 禁止又は抑制
- 五 一部の事務所における業務の縮小
 - 六 一部の従たる事務所の廃止
 - 七 子会社等の業務の縮小
 - 八 子会社等の株式又は持分の処分
 - 九 法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第七項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止
 - 十 その他農林水産大臣及び金融庁長官が必要と認める
-
-

<p>第三区分</p>	<p>第二区分の二</p>	
<p>連結自己資本比率のうち次の各号に掲げ</p>	<p>連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通出資等Tier1比率</p> <p>○パーセント以上 一・一三パーセント未満</p> <p>二 連結Tier1比率</p> <p>○パーセント以上 一・五パーセント未満</p> <p>三 連結総自己資本比率</p> <p>○パーセント以上二パーセント未満</p>	<p>措置</p>
<p>業務の全部又は一部の停止の命令</p>	<p>自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</p>	
<p>第三区分</p>	<p>第二区分の二</p>	
<p>連結自己資本比率○パーセント未満</p>	<p>連結自己資本比率○パーセント以上二パーセント未満</p>	<p>措置</p>
<p>業務の全部又は一部の停止の命令</p>	<p>自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</p>	

	<p>る比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通出資等 Tier1比率</p> <p>○パーセント未満</p> <p>二 連結Tier1比率 ○パーセント未満</p> <p>三 連結総自己資本比率 ○パーセント未満</p>	
--	--	--

3 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、法第五十六条各号に掲げる基準（次項において「自己資本比率基準」という。）のうち同条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

4 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率の

--	--	--

3 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、法第五十六条各号に掲げる基準（次項において「自己資本比率基準」という。）のうち同条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

4 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

うち当該算式により得られる比率をいう。

第二条 農林中央金庫が、その自己資本比率（前条第三項に規定する単体自己資本比率又は同条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項又は第二項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を農林水産大臣及び金融庁長官に提出した場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、農林中央金庫について、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項又は第二項の表のとおりとする。

2・3 (略)

第二条 農林中央金庫が、その自己資本比率（前条第三項に規定する単体自己資本比率又は同条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。）が農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項又は第二項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を農林水産大臣及び金融庁長官に提出した場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、農林中央金庫について、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項又は第二項の表のとおりとする。

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間におけるこの命令による改正後の農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

施行日から起算して一年を経過する日までの期間	
四・五パーセント以上	三・五パーセント以上
六パーセント以上	四・五パーセント以上
二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	一・七五パーセント以上三・五パーセント未満
三パーセント以上六パーセント未満	二・二五パーセント以上四・五パーセント未満
一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	〇・八八パーセント以上一・七五パーセント未満
一・五パーセント以上三パーセント未満	一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満
〇パーセント以上一・一三パーセント未満	〇パーセント以上〇・八八パーセント未満
〇パーセント以上一・五パーセント未満	〇パーセント以上一・一三パーセント未満

平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間							
四・五パーセント以上	六パーセント以上	二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	三パーセント以上六パーセント未満	一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	一・五パーセント以上三パーセント未満	〇パーセント以上一・一三パーセント未満	〇パーセント以上一・五パーセント未満
四パーセント以上	五・五パーセント以上	二パーセント以上四パーセント未満	二・七五パーセント以上五・五パーセント未満	一パーセント以上二パーセント未満	一・三八パーセント以上二・七五パーセント未満	〇パーセント以上一パーセント未満	〇パーセント以上一・三八パーセント未満